

滋賀県テニス協会 細則

規約第 27 条の規定により細則を次の通り定める。

第 1 条 所在地

協会本部事務所が開設されるまでの間、当協会所在地を理事長の自宅住所とする。

第 2 条 会費

規約第 6 条に定める会費（加盟登録費）を次の通りとする。

- | | | | |
|-----------|-----|---------|----------|
| (1) 団体会員： | 構成員 | 1～9 名 | 12,000 円 |
| | | 10～19 名 | 22,000 円 |
| | | 20～49 名 | 34,000 円 |
| | | 50 名以上 | 46,000 円 |
- (ただし、18 歳以下のジュニアは構成員にカウントしなくてもよい)
- (2) 個人会員： 一般（大学生以上）： 5,000 円
シニア： 1,500 円 (ただし、シニア委員会開催の行事しか参加できない。)
- (3) 高体連テニス部： 12,000 円 (中体連テニス部は当面免除)

第 3 条 常任理事の定数

規約第 11 条 1 項及び 4 項に定める常任理事の定数を次の通りとする。

- (1) 地域協会推薦者： 10 人以内
- (2) 会長・理事長推薦者： 20 人以内
- (3) 高体連・中体連・女子連推薦者： 5 人以内

第 4 条 委員会

規約第 18 条に定める委員会として次のものを置く。

- (1) 総務財務委員会： 次の三部会を置き、各部門を担当する。
 1. 総務部会 主要会議事務、会員管理、HP の運営管理等の総務事項
上部団体、外部団体との窓口
 2. 財務部会 予算 管理、決算、会計などの財務に関する事項を担当する。
 3. 派遣部会 国体、国体予選への選手派遣 全国、県外大会派遣等に関する事項
- (2) 大会行事委員会： 滋賀県テニス選手権・県体等一般層の大会行事に関する事項を担当する。
- (3) クラブ対抗委員会： 一般層のクラブ対抗に関する事項を担当する。
- (4) 普及指導委員会： 指導者の育成・管理、審判員の育成・管理等普及指導に関する事項を担当する。
- (5) 強化委員会： ジュニア、一般選手層の育成強化、指導者の育成強化事項を担当する。
- (6) ジュニア委員会： ジュニア層の大会行事、普及事業、上位大会への推薦選手選出に関する事項を担 当する。
- (7) シニア委員会： シニア層の大会行事、シニア層の全国大会派遣に関する事項を担当する。

第 5 条 会計

当協会の会計は別に定める会計規定に準拠して行う。

第 6 条 活動手当の支給

当協会活動に対する手当の支給は別に定める手当等支給規定に準拠して行う。

第 7 条 広報

当協会の行事等に関する広報は、原則として会員（代表者）に対して行うが、ホームページ上でも公開することが出来る。ホームページ管理規定は別途定める。

第 8 条 改訂

当細則は、平成 17 年 3 月 13 日に制定し同年 4 月 1 日より施行する。当細則は、常任理事会の承認により改訂できる。ただし、会費の改訂については、規約第 6 条の規定により理事会で決定しなければならない。

平成 29 年 3 月 26 日にアンダーラインの部分を改訂した。